

沖縄教区規則

1970年 3月2日制定
1983年 5月26日変更
1988年 5月23日変更
1992年 5月 日変更
2018年 5月28日変更

第1章 総則

第1条 本教区を日本基督教団沖縄教区と称し、その地域は次のとおりとする。[\[教規59条①\]](#)
沖縄県

第2条 本教区の公告は、日本基督教団の機関紙または教区機関紙に掲載して行う。

第2章 教区総会及び常置委員会

(教区総会)

第3条 教区総会は、次に掲げる議員をもって組織する。[\[教規61条①\]](#)

- (1) 教区内における教会および伝道所の主任担任教師またはその代務者、ただし、現住陪餐会100名を有する第一種教会では、正教師たる担任教師1名を加え、さらに現住陪餐会100名を増すごとに1名を加えることができる。
- (2) 教区内における正教師たる巡回教師および正教師たる教務教師の互選によるもの、総数の3分の1。
- (3) 教区内における教会の役員たる信徒各教会につき1名、ただし、現住陪餐会100名を有する第一種教会では、2名とし、さらに現住陪餐会100名を増すごとに1名を増やすことができる。
- (4) 教師または信徒で常置委員会の議決を経て教区総会議長の推薦した者、ただし、その数は推薦議員以外の議員総数の100分の8を超えてはならない。
 - ②前項第2号および第4号の議員の任期は2年とし、定期総会の開会の日から始まる。この規定は推薦議員の任期にもこれを準用する。ただし、再選を妨げない。補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - ③第1項第1号から第2号までの議員および第4号の議員で教師である者は、本教区の教師名簿に登録された者でなければならない。
 - ④第1項第4号の議員であって、総会に出席できないときは、あらかじめ登録した補員が代わって出席することができる。その場合には当該議員は、その会期中は再び議席につくことはできない。[\[教規施行細則第3条②\]](#)

第4条 次に掲げる者は、准議員として教区総会に出席し発言することができる。ただし、表決に加わることができない。[\[教規62条\]](#)

- (1) 正教師で議員でない者
 - (2) 補教師で議員でない者
 - (3) 教区総会において推薦する者
 - (4) キリスト教教育主事
- ②前項第1号および第2号の准議員は、本教区の教師名簿に登録された現任の教師でなければならない。ただし、この場合の隠退教師は、担任教師と同じ扱いを受けるものとする。

第5条 教区総会に議長、副議長および書記各1名を置く。【教規63条】

②議長および副議長は、正教師たる教師の議員の中から、書記は議員の中から、定期総会において選挙する。

③議長、副議長および書記の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

④補欠による、議長、副議長および書記の任期は、各々その前任者の残任期間とする。

第6条 議長および副議長の選挙は、投票によって行う。【教規64・8条】

②投票は1人1票無記名とする。

第7条 議長および副議長は、有効投票の過半数を得た者をもって当選者とする。【教規64・9条】

②前項の規定によって当選者を得ることができないときは、再投票を行い、なお、当選者を得ることができないときは、高点者2名について決選投票を行い、得票同数のときは、抽選をもって当選を決定する。

第8条 議長、副議長および書記の任期は、議員の任期による。ただし、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

第9条 議長が死亡その他の事由で欠けたときは、副議長が議長となり、副議長が死亡その他の事由で欠けたときは、常置委員会において選挙する。

②議長および副議長がともに欠けたときは、「臨時教区総会において選挙する。ただし、やむをえない事由で総会を開くことができないと常置委員会が認めたときは、常置委員会において選挙することができる。

③書記が死亡その他の事由で欠けたときは、常置委員会において選挙する。

第10条 議長および副議長がともに事故あるときは、書記が議長の職務を行い、仮議長を定めるものとする。

②仮議長は、正教職の議員の中から選ぶ。【教規64・12条】

第11条 議長は、議場の秩序を維持し、議事を整理し、教区総会を代表する。

第12条 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

第13条 書記は、議長のもとで会議の事務および議事の記録に当たる。

第14条 教区総会は、定期総会および臨時総会とする。

②教区総会は、教区総会議長が、招集する。

③定期総会は、毎年1回5月中に開く。

④臨時総会は、次の各号の1つに該当する場合に開く。

(1) 議長において臨時緊急の必要があると認めたとき。

(2) 議員5分の1以上の要求があったとき。

(3) 常置委員会半数以上の要求があったとき。【教規65条】

第15条 教区総会は、緊急の場合のほか、開会14日以前に開会の日時、場所および会期を定め議案を付して招集するものとする。

第16条 教区総会は、議員総数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

【教規68・18条】

②議事は、別断の定めがなければ、出席議員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。【教規68・20条】

第17条 教区総会において処理すべき事項は、次のとおりである。【教規66条】

(1) 教区の強勢および教務に関する事項。

(2) 歳入歳出予算、決算および財務に関する事項。

- (3) 教師の按手礼および准允に関する事項。
- (4) 教師、伝道師の就任退任その他教師の異動に関する事項。
- (5) 教会および伝道所の設立、合併、加入または解散、教会種別の変更に関する事項。
- (6) 教会および伝道所の連絡および指導に関する事項。
- (7) 宣教、公益事業の振興に関する事項。
- (8) 教会記録の審査に関する事項。
- (9) 教団総会議員の選挙に関する事項。
- (10) 訴願に関する事項。
- (11) 教区規則の変更に関する事項。
- (12) その他教区において重要な事項。

第18条 教区総会は、その権限の一部を常置委員会に委任することができる。【教規67条】

第19条 議案を提出できる者および条件は、次のとおりとする。【教規68条②】

- (1) 常置委員会
- (2) 議員、ただし、議員10名以上の賛成者の連署を要する。経費を要する議案は、これに必要な収支予算案を添えなければならない。

第20条 議案は、総会開会30日以前に教区事務所に到着するように提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ないものは、この限りでない。【教区21条②】

第21条 教師または信徒は、議員5名上の同意を得て、教区総会に建議または請願することができる。【教規68・22条】

第22条 教区総会は、その開会中に、必要に応じ、次の特別委員をおくことができる。【教規68・24条】

- (1) 議案整理委員 若干名
- (2) 報告審査委員 若干名
- (3) 財務審査委員 若干名
- (4) 建議・請願審査委員 若干名
- (5) 教会記録審査委員 若干名
- (6) その他必要とする特別委員 若干名

第23条 教区総会は、その閉会中の事務を行うため、つぎの常任委員を置く。【教規68・25条】
会計監査委員 2名

②前項の常任委員のほか、教区総会は、必要に応じ、常任委員若干名を置くことができる。

第24条 常任委員の任期は、つぎの定期総会において改選されるまでとする。【教規68・26条】

②補欠による常任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第25条 会計監査委員は、会計に関する書類、帳簿の検閲、金銭および物品の出納、財産の管理その他会計事務の執行を監査するものとする。【教規68・27条】

②監査の結果は、意見を付して、教区総会に報告しなければならない。

③監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

第26条 特別委員および常任委員は、議員の互選による。【教規28条】

第27条 特別委員および常任委員は、それぞれ特別委員会、常任委員会を組織する。

②特別委員および常任委員は、それぞれ委員長を1名置き委員の互選によって定める。

③委員長は、委員会の議長となり、議事を整理し、委員会を代表する。

(常置委員会)

第28条 本教区に常置委員会を置く。【教規68条③】

第29条 常置委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教区総会議長、副議長および書記。
- (2) 教区総会議員の互選による者 教師2名、信徒3名
- (3) 常置委員会において推薦する者1名

第30条 常置委員の選挙は、無記名連記投票をもって行う。

第31条 常置委員会の委員長、副委員長および書記は、教区総会議長、副議長および書記をもってあてる。

第32条 常置委員の任期は、教区総会議員の任期による。

- ②常置委員に欠員が生じたときは、教区総会において定められた補充員からその順位に従ってこれを補充する。
- ③補欠による常置委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第33条 常置委員会は、次の事項を処理する。【教規71条】

- (1) 教区総会閉会中総会にかわって処理すべき重要な事項
- (2) 教区総会の権限に属する事項でその委任を受けた事項
- (3) 教区規則の変更、歳入歳出予算および決算その他教区総会に提出すべき議案に関する事項。
- (4) 教区総会が成立しないとき、または教区総会議長において教区総会を招集するいとまのないと認めたとき、教区総会に付議すべき事項。
- (5) 教師の任地の斡旋または指示に関する事項および教師の援護に関する事項（人事に関する事項）。
- (6) その他教区において重要な事項。

第3章 部

第34条 本教区に次の部を置く。【教規72条①-②】

- (1) 宣教部
- (2) 財務部

第35条 宣教師は総合的に次の事項をつかさどる。【教規72条①】

- (1) 伝道の企画をなすほか、一般伝道、農村、都市、産業伝道、開拓伝道、その他教会の進展に必要な事項、ならびに会堂、付属建物の建築に関する援助および指導をつかさどる。
- (2) 青年、壮年、婦人など信徒の研修および指導、教会学校教師の養成および認定、幼稚園との連絡・指導、学校との連絡その他キリスト教教育の発展に必要な事項をつかさどる。
- (3) 社会活動に関する事項、社会福祉事業団体との協力および連絡ならびに緊急救済活動に関する事項をつかさどる。

第36条 財務部は、負担金の割賦および徴収、教区の財産管理その他財務に関する事項をつかさどる。【教規73条①-⑤】

第37条 各部に委員長および委員若干名を置く。【教規74条①-③】

- ②委員は、教区総会において選出し、委員長は委員の互選による。

③委員の任期は、教区総会議員の任期による。

④委員に欠員を生じたときは、常置委員会の議を経てこれを補充する。補充による委員の任期は残任期間とする。

第38条 教区は必要に応じ教区総会の議を経て常設委員および特設委員を置くことができる。

②第37条の規定は常設委員会、特設委員会にも準用する。

(幹事)

第39条 教区に幹事を置くことができる。【教規76条①-②】

②幹事は教区総会議長のもとに、教区総会および常置委員会の決議の執行にあたるほか、教区総会および常置委員会の審議に必要な調査を行い、予算案の編成ならびに資料および議案の整備などにあたる。

③幹事は、各部に関し、事業計画案および予算案を関係部に提出し、当該部の決議の執行にあたるほか、関係機関の必要とする調査、資料の整備などにあたる。

④幹事は、教区事務所を管理し、教区の教務の円滑な遂行をはかる。

⑤幹事は、教区総会において選任する。その任期は4年とする。ただし、重任を妨げない。

⑥幹事が死亡その他の事由で欠けたときは、常置委員会において選び、次期教区総会においてその承認を求めるものとする。

⑦補充による幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

⑧幹事は、教区総会、常置委員会および関係委員会に職責上出席する。

第4章 教区事務所

第40条 教区事務所は、教区総会の定めるところに置く。【教規77条】

沖縄県宜野湾市志真志4丁目24番7号

第41条 教区事務所は、教区総会議長の管理に属し、次の事項をつかさどる。【教規78条】

- (1) 教団事務局との連絡に関する事項
- (2) 教会、伝道所との連絡に関する事項
- (3) 官庁その他各種団体との連絡に関する事項
- (4) 統計、記録ならびに文書の保管に関する事項
- (5) 教区総会および常置委員会の所管事務に関する事項
- (6) 教団教規、教区規則その他の規則により処理すべき事項

②教区事務所の運営に関する事項は、別に定める。

第42条 教区事務所には、必要に応じて、その他の職員を置くことができる。【教規78条③】

②職員は、常置委員会の議決を経て教区総会議長がこれを任用する。

第5章 財務

第43条 教区の経費は、教会および伝道所の負担金、献金、教団交付金およびその他の収入をもってこれにあてる。【教規79条】

- 第 44 条** 教会および伝道所の負担金は、教区総会の議決を経て定める。【教規 80 条】
②前項の負担金の割賦率は、教会および伝道所の歳出経常費総額を基準として別に定める。
ただし、補助を受ける教会においては、補助金を控除した額による。
- 第 45 条** 前項の負担金は、月割とし、毎月 5 日までに教区事務所に納付するものとする。
【教規 81 条】
- 第 46 条** 天災その他やむを得ない事故のため負担金を納付することができない教会または、伝道所があるときは、その申請により常置委員会の議決を経て、その負担金の一部または全部を延納させまたは免除することができる。【教規 82 条】
- 第 47 条** 天災その他やむを得ない事由のあるときは、その用途を明示し、教区総会または常置委員会の議決を経て教会および伝道所に対し臨時に負担金を割当て、その納付を求めることができる。【教規 83 条】
- 第 48 条** 予算は、経常および臨時の二部に分け、各款項目に区分しなければならない。【教規 84-156 条】
②予算に定めた各款の金額は、たがいに流用することができない。
- 第 49 条** やむを得ない必要を生じたときは、常置委員会の議決を経て、予算の追加または更正をすることができる。【教規 84-157 条】
- 第 50 条** 特別の必要により 2 年以上継続すべき臨時歳出のあるときは、教区総会の議決を経、年限を定めて、継続費を設けることができる。【教規 84-158 条】
- 第 51 条** 予算案は、教区総会に提出しなければならない。【教規 84-160 条】
- 第 52 条** 教区総会で予算が成立しないときは、前年度の予算を踏襲する。【教規 84-161 条】
- 第 53 条** 決算は、予算と同一の様式で作成し、年度終了後教区総会以前に財産日録および貸借対照表とともに会計監査委員の監査を経て、教区総会に提出しなければならない。【教規 84-162 条】
- 第 54 条** 本教区の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

補 則

- 第 55 条** 教区総会議長の承認を受くべき事項は、別段の定めあるほか、すべて常置委員会の議を経なければならない。
- 第 56 条** 教区総会議長の承認した事項は、教団総会議長の同意を得なければならない。
【教規 168 条】
- 第 57 条** 削除
- 第 58 条** 本教区規則は、教区総会において出席議員の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。【教規 171 条】
- 第 59 条** 本教区規則のうち教団教規と同一については教規が変更された場合は、17 条第 11 号の規定にもかかわらず常置委員会の議を経て、本教区規則に同じ変更をすることができる。
②前項の変更にさいし、本教区規則の他の部分に変更を加える必要がある場合、緊急やむを得ない時に限り常置委員会において定員数 3 分の 2 以上の賛成により変更することができる。

③前2項の規定による変更をしたときは、次の教区総会において承認を得なければならない。

第60条 本教区規則に特別の定めのないものについては、教団教規の関係条項を準用するものとする。

付 則

第61条 本教区規則は、教区総会において議決され、教団総会議長の承認を受けた公告の日からこれを執行する。

[第68回沖縄教区総会にて教区規則3条3項改定を決議し教団に申請したが、教団は不承認(2012/2/15付)とした]

[第79回沖縄教区総会にて「沖縄教区規則 内規：伝道所信徒議員(教区規則第4条(3)による推薦准議員)の扱いに関する件」を廃し、第68回沖縄教区総会で可決した改正規則(教区規則第3条の3項「信徒各教会および伝道所につき1名」)を第79回沖縄教区総会より適用した。]
2019/5/26 議決。